

1. 中小企業等経営強化法の概要 (スキーム)

(1) 事業分野別指針の策定

各事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上（経営力向上）の方法などを示した事業分野別の指針を策定します。

(2) 経営力向上計画の認定

中小企業者等が作成した「経営力向上計画」を各事業所管大臣が認定します。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

申請

認定

【支援措置】

- 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）

経営力向上計画

申請事業者

(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

申請を
サポート

**事業分野別
経営力向上推進機関**

普及啓発
人材育成

例

- ・事業者団体
- ・同業者組合 等

経営革新等支援機関

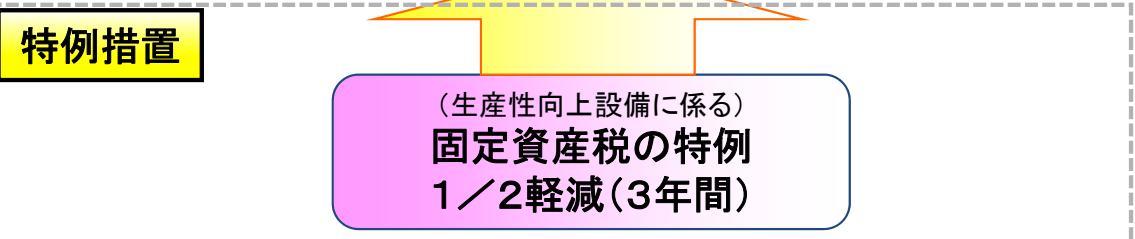
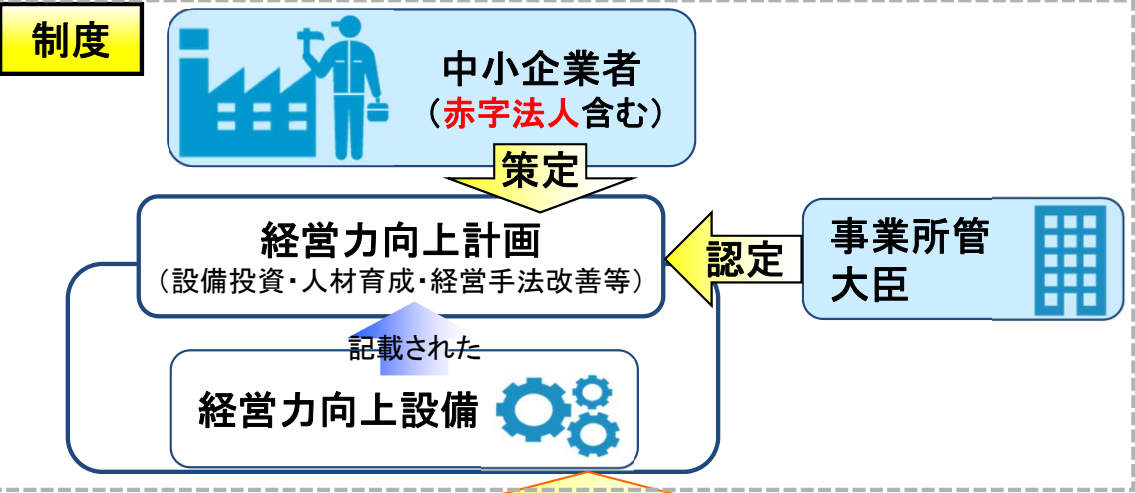
例

- ・土業等の専門家
- ・商工会議所・商工会
- ・地域金融機関 等

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請ができる。

○中小企業が取得する**新規の機械装置**は、3年間、**固定資産税を1/2に軽減する措置**を創設。
 ○**史上初の固定資産税での設備投資減税**。**赤字中小企業にも大きな効果あり**。

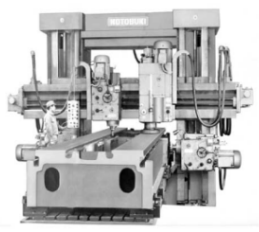
適用期間 【適用期間:3年間(平成30年度末までの投資)】
 ※中小企業等経営強化法の施行日以降に取得した資産が対象



特例対象・内容

- 【支援対象】**
- 中小企業者が法律の**認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)**
 ※中小企業者:資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
 - **生産性を高める機械装置が対象**
 ※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、**中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。**
- 【特例】**
- 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**

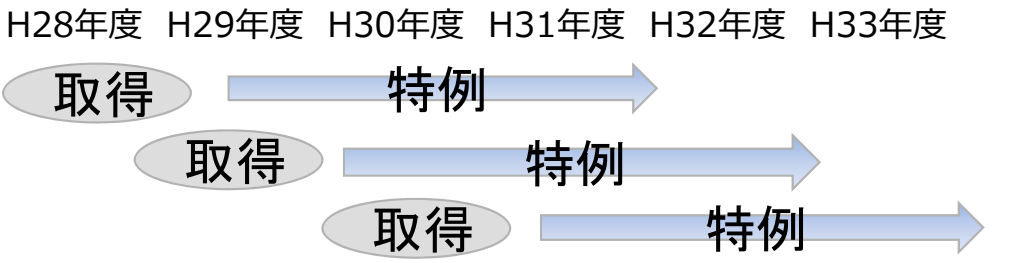
対象設備の例



金属加工機械



ソフトウェア組込型(NC)複合加工機



※例:平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税を軽減。